解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十月三十一日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、平成二十七年三月二十四日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

長野市若槻東条九〇二番地一
医療法人河原歯科医院
清算人　河原季代子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

三重県津市榊原町五一〇四番地
清算法人久居市榊原土地改良区
代表清算人　伊藤　靖

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

大阪市中央区久太郎町二丁目三番一五号
大阪婦人子供乳児服厚生年金基金
清算人　光川　彰夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月十二日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年四月二十日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

兵庫県尼崎市若王寺二丁目一八番一号
学校法人英知学院
清算人　左近允隼人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

広島県庄原市本町一九番地の一
宗教法人光明院
清算人　八坂　憧憲

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月十七日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

熊本県熊本市中央区京町二丁目一四番二五号
熊本市田井島南土地区画整理組合
清算人　原田　信輔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により平成二十七年四月三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

大分県別府市元町五番二四号
医療法人福田耳鼻咽喉科医院
清算人　福田　昭生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月三十一日開催の臨時総会の決議により同年四月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

大分市大字小池原一〇二一番地
医療法人エトー外科医院
清算人　衞藤　素子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年二月十三日鹿児島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十五日

鹿児島県指宿市池田三九七五番地
清算法人指宿市干寄土地改良区
清算人代表　岩崎亥三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒四丁目二一九四番地、最後の住所東京都目黒区上目黒四丁目七番一二号　被相続人　亡　越後　政喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号
今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字外波三六五番地四、最後の住所新潟県糸魚川市寺町四丁目八番二四号川原アパート一号室　被相続人　亡　滝本三喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

新潟県糸魚川市新鉄一丁目二番九号
相続財産管理人　小田島澄恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市緑が丘二丁目七番、最後の住所山梨県甲府市緑が丘二丁目七番九号　被相続人　亡　名取　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区古庄四丁目六一一番地一二、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子二丁目一五番N一―四〇二号　被相続人　亡　大石　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

静岡県島田市大川町八番の一三　島田みらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鳥居　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市鮫島一二四八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　植平　喬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

事務所浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

第11期決算公告

平成27年4月24日

茨城県鹿嶋市大字光3番地
日鉄住金リサイクル株式会社
代表取締役　中山　孝司

貸借対照表の要旨（平成27年1月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	472
	固定資産	319
	合計	791
負債及び純資産の部	流動負債	302
	株主資本	489
	資本金	270
	資本剰余金	23
	資本準備金	23
	利益剰余金	195
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	190
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	791